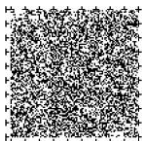


# 東京都 の 監査 の あらまし

令和2年実施結果

**東京都監査委員**

Audit and Inspection  
Commissioners of the Tokyo  
Metropolitan Government



# 目次

## 東京都の監査

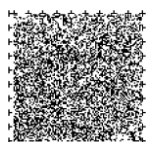
1	東京都の監査と監査委員	……	1
2	監査の観点・効果	……	2
3	監査委員が行う監査	……	3
4	監査の流れ	……	3
5	監査事務局	……	5

## 令和2年の監査

1	定例監査（令和元年度事業執行分）	……	6
2	工事監査（令和元年度契約締結分）	……	8
3	決算審査等（令和元年度決算）	……	10
4	住民監査請求に基づく監査（令和2年請求分）	……	12
	コラム	……	14
5	改善措置（令和2年新規改善案件）	……	15

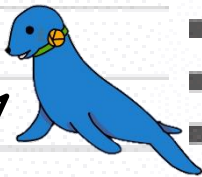


このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。コードの位置を示すため、切り込みを入れています。このコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



## キャラクター紹介

監査に興味がある  
アシカの『かんちゃん』



監査をもっと知りたい  
アシカの『さっちゃん』

監査委員の  
『シロクマ先生』



『イッカちゃん』  
監査第一課の職員



『ニカちゃん』  
監査第二課の職員



『サンカちゃん』  
監査第三課の職員



『ギカちゃん』  
技術監査課の職員



『ソウムちゃん』  
総務課の職員



んー…。ダメなあ！どうやって調べればいいんだろ…。



どうしたの、かんちゃん？珍しくお勉強中？



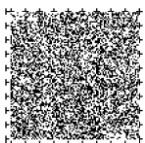
東京都では、令和2年の1年間に、**411**か所で監査を実施して、**131**件の指摘や意見・要望をしたって聞いたんだ！  
それで気になって監査のこと調べようと思ったんだけど、  
難しくて全然わからないんだ。



私も「監査」って言葉は知ってるけど、具体的にどんなことをしているのか全然イメージできないよね。



そんな君たちにぴったりの本があるんだよ。  
この「東京都の監査のあらまし 令和2年実施結果」を  
使って、一緒に東京都の監査について学んでみましょう！



## 1 東京都の監査と監査委員

監査委員って  
どんな人なの？

監査とは、都の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、知事から独立した公平な立場で都の監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

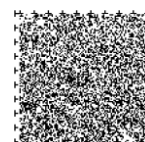
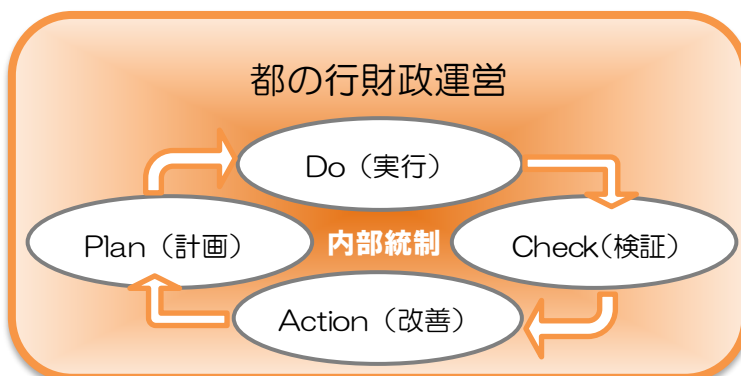
監査委員は、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、都議会議員の「議員選任委員」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。都では、「東京都監査委員条例」により、3人の識見選任委員と2人の議員選任委員が選任されています。

<令和3年8月18日現在の委員構成>

氏名	区分	就任年月日	任期
山田 ひろし (やまだ ひろし)	議員選任委員 (主査監査委員・非常勤)	令和3年8月18日	議員の任期
中山 信行 (なかやま のぶゆき)	議員選任委員 (非常勤)	令和3年8月18日	議員の任期
茂垣 之雄 (もがき ゆきお)	識見選任委員 (代表監査委員・常勤)	令和元年12月21日	4年
岩田 喜美枝 (いわた きみえ)	識見選任委員 (非常勤)	平成27年10月15日 (令和元年10月15日再任)	4年
松本 正一郎 (まつもと まさいちろう)	識見選任委員 (非常勤)	平成28年7月7日 (令和2年7月7日再任)	4年

監査委員は、都の行政事務や事業、工事などについて、正しく効率的に行われているか、サービス向上が図られているかなどを検証し、問題点を指摘して改善を求めています。その結果は議会に報告し、ホームページなどで公表しています。

これらの取組を通して、都政に対する都民の信頼確保に努めています。

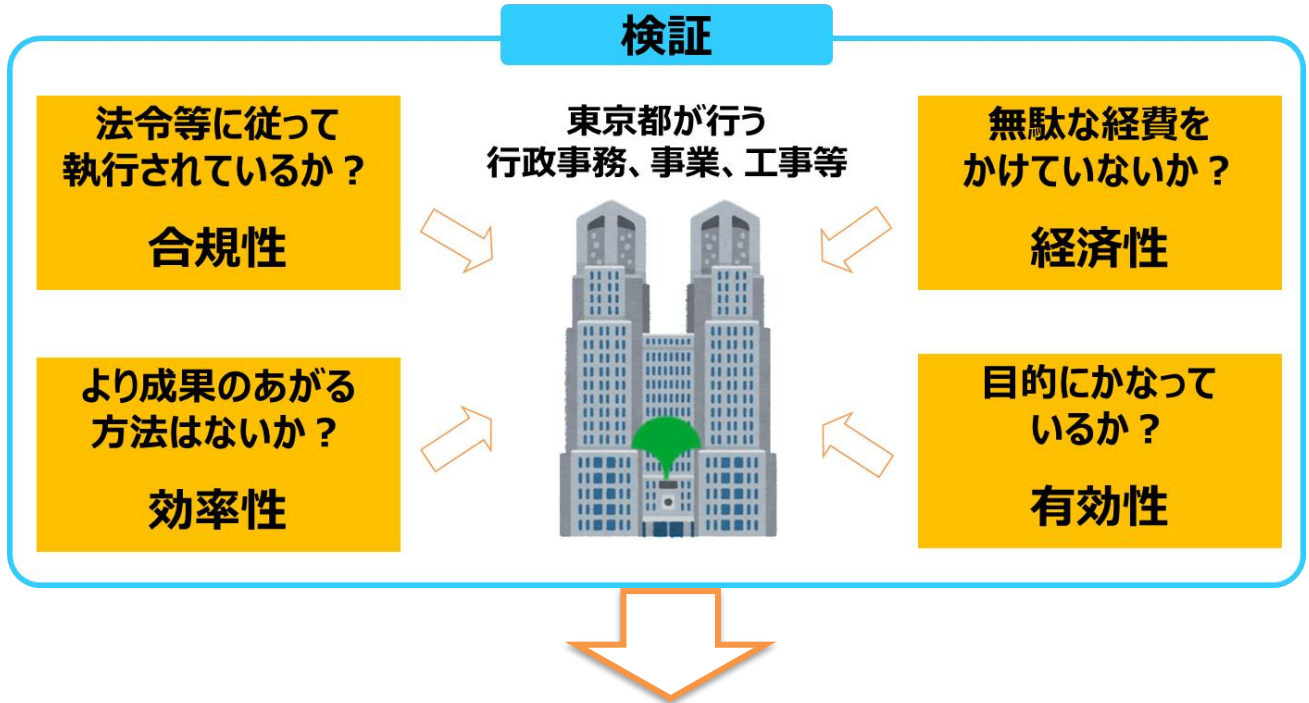


2 監査の観点・効果

監査すると  
何が良くなるの？



監査の実施や報告等について定めた「東京都監査委員監査基準」に基づいて、合規性、経済性、効率性、有効性の4つの観点から検証・評価を行っています。



監査の効果として、次のようなものが挙げられます。

◎是正・改善

適正・適切でない事項について指摘等を受けた部所は、誤りの原因などを分析し、問題点を改善します。

◎再発防止

マニュアルやチェックリストの作成など、再発防止の観点から仕事の進め方の見直しが行われます。

◎他部所への波及効果

指摘等を受けた部所以外の部所で類似の事務を行っている場合、指摘等を参考に事務改善が図られます。

◎将来への波及効果

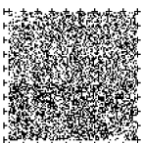
過去に指摘されたものと同じ誤りがないか、組織内部で点検するなどの取組が行われます。

◎けん制による抑止

日頃業務を行うに当たり、監査で見られることも意識され、適正な事務処理につながります。

◎予算への反映

監査結果を反映して予算編成が行われるなど、業務改善を促す効果があります。





どんな監査があるの？



### 3 監査委員が行う監査

監査委員は、地方自治法などの法令や東京都監査委員監査基準により、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類	概要
定例監査	都の事務及び事業の全般を対象とした監査
工事監査	都が実施する工事等を対象に、技術面から行う監査
財政援助団体等監査	都が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査
行政監査	特定の事務又は事業を選定して行う監査
決算審査	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査
基金運用状況審査	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査
例月出納検査	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査
健全化判断比率・資金不足比率審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、都の財政状況を表す指標に対し行う審査
内部統制評価報告書審査 <sup>(注)</sup>	知事からの審査依頼により、都の内部統制評価報告書について行う審査
住民監査請求に基づく監査	都の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、都民から監査請求がされたものについて行う監査

(注) 令和3年度から実施。

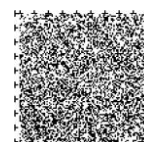
### 4 監査の流れ

監査委員は、1月～12月の暦年単位で監査を実施しています。

12月に「監査基本計画」が定められ、次の1年間の監査の基本方針や実施時期が定められます。基本計画に基づき、個々の監査について「監査実施計画」を策定し、都の各部所等に対して監査を行います。

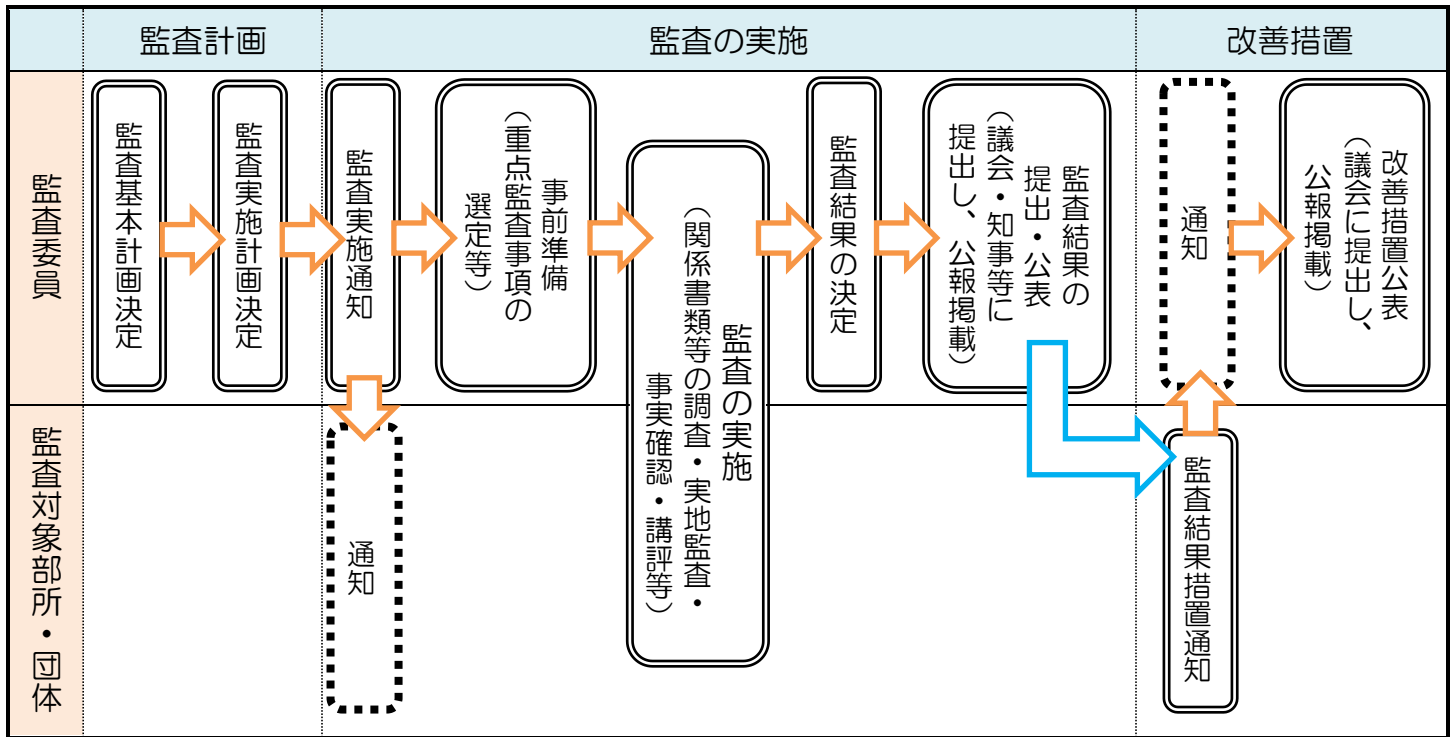
実地監査の中で、適正・適切でない事項を発見した場合、改善を求める指摘や意見・要望を行います。監査の結果は報告書に取りまとめられ、議会・知事等に提出されるとともに、東京都公報やホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘や意見・要望を受けた部所等は改善措置を行います。監査委員は年2回、各部所等に状況報告を求めるとともに、講じられた改善措置については通知を受け、これを公表することでフォローアップに努めています。



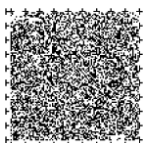
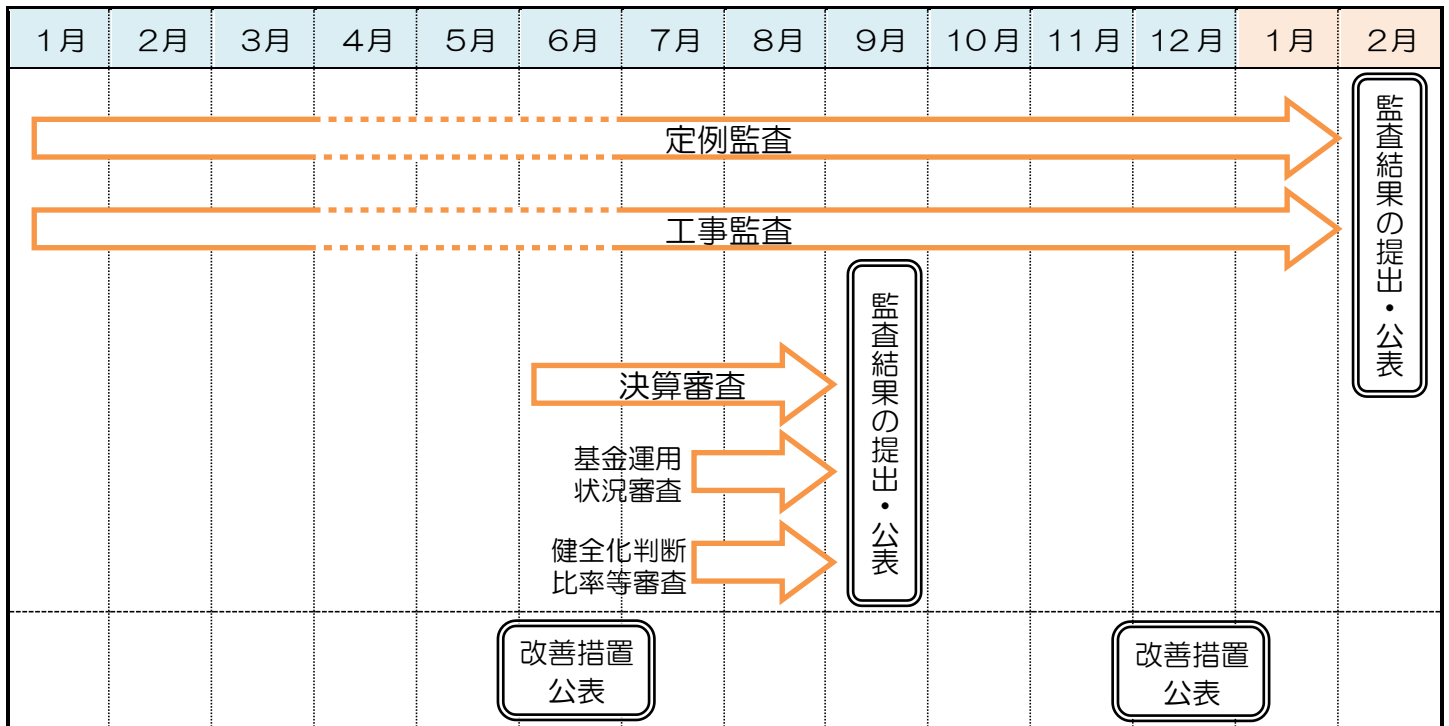
# 東京都の監査

## ● 監査事務の流れ（住民監査請求に基づく監査を除く）



## ● 各監査の実施期間（令和2年）

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、財政援助団体等監査、行政監査を中止しました。また、定例監査、工事監査についても4月から6月までの実地監査を中止しました。



- ・ 例月出納検査は毎月1回実施し、都議会定例会に合わせて3か月ごとに公表
- ・ 住民監査請求に基づく監査は都民からの請求に基づき、随時実施、公表

## 5 監査事務局

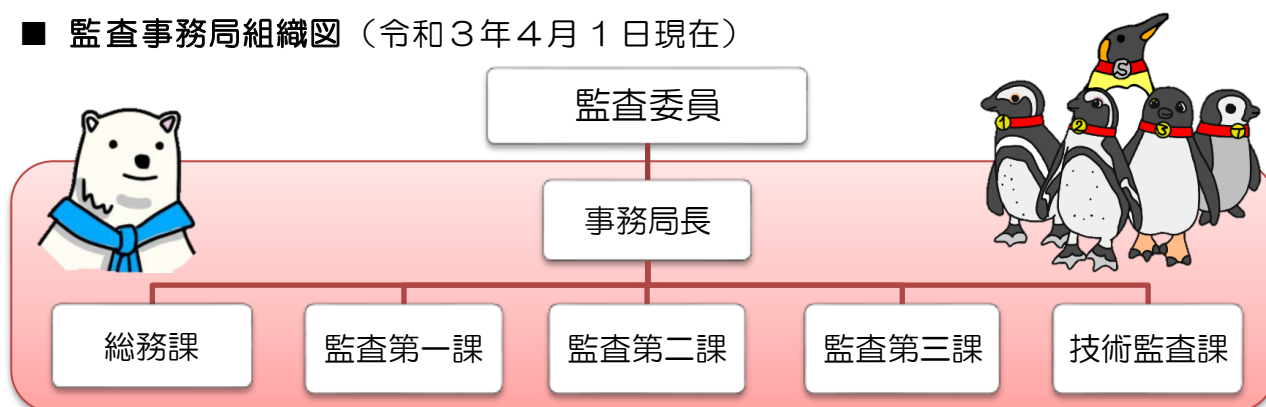
都では、監査委員の補助機関として監査事務局が設置され、監査委員の指揮監督のもと、職員が監査を行っています。

監査事務局には5つの課があり、職員定数は89人となっています。

都の各部署等で実務経験を積んだ職員が配属されており、一般事務職のほか、4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員もいます。

また、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図るため、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用しています。

## ■ 監査事務局組織図（令和3年4月1日現在）



## 【監査専門委員】

平成30年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律が施行され、専門の学識経験を有する者を監査専門委員に選任できる仕組みができました。

令和2年は、工事監査において技術士の資格を持つ者や、住民監査請求において弁護士資格を持つ者を監査専門委員に選任し、助言を受けるなど監査専門委員制度を活用しました。

## ○ 外部監査について

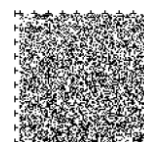
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、外部監査人が行う外部監査があります。外部監査は、公認会計士、弁護士などの資格のある人が、第三者の立場から、専門家としての知識・経験を活かして実施するものです。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

監査の種類	概要
包括外部監査	外部監査人が都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の中から、任意にテーマを選定して毎年実施
個別外部監査	住民、議会、知事からの請求又は要求があった事案について、外部監査人が実施

専門性を活かした外部監査人の監査と、行政全般にわたり検証を行う監査委員による監査とが相互に配慮し、行政に対するチェック機能を果たしています。

包括外部監査に関する事務については、都では総務局が所管しています。





## 1 定例監査

令和2年は、令和元年度の事業執行分について、本庁の135か所（97.8%）、事業所272か所（36.7%）に対し監査を実施し、69件の指摘、7件の意見・要望を行いました。

指摘等76件を区分別に整理すると、表のとおりです。

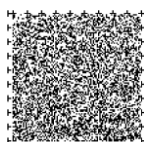
項目	区分	件数	主な内容
歳入 (収入)	債権管理	1件	未収金の債権管理を適切に行うよう求めたもの
	都税	5件	固定資産税の課税を適正に行うよう求めたもの
	その他	2件	遅延違約金の算出を適正に行うよう求めたもの
歳出 (支出)	契約	54件	契約変更手続を書面により適正に行うよう求めたもの
財産	財産管理	5件	貸付資金積立金の処分を適正に行うよう求めたもの
その他	システム	1件	サイバーセキュリティ実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守するよう求めたもの
	その他	8件	外国人向け動画の有効活用を求めたもの
合計		76件	

監査の実施に当たっては、事前に契約案件一覧や予算執行状況などで対象局の事務事業全体の状況を把握した上で、監査対象案件を抽出しています。

また、都政を取り巻く状況を踏まえて、都民の関心が高い事項や事務執行上のリスクが高い事項などを「重点監査事項」として設定することで、効率的な監査に努めています。

### 重点監査事項

- **全庁重点監査事項<東京都政策連携団体に対するガバナンス>**  
 …平成31年4月1日より、従来の東京都監理団体は、東京都政策連携団体となり、高度なコンプライアンスや説明責任が求められることとなりました。一方、過去の定例監査や財政援助団体等監査においては、政策連携団体に対する所管局のガバナンスに関して、度々改善を要する事項を報告してきました。こうしたことから、各局による政策連携団体に対する指導監督状況等について監査を実施し、1件の指摘を行いました。
- **局別重点監査事項**  
 …局の事業の特性等を考慮した上で、局別にテーマを設定し、21件の指摘及び3件の意見・要望を行いました。



## 主な指摘事項

### 災害時支援ボランティアの現況を調査し、ボランティア登録者を十分に活用させるよう適切な指導を求めたもの

消防署において、災害時支援を行うボランティア登録者の更新状況を見たところ、次の状況が見受けられました。

- ① ボランティアの登録証の有効期限が切れているが、更新や返納の手続きが行われていない。
- ② ボランティア登録者のうち、講習や訓練などの活動実績がない者が多数認められた。

そこで、庁に対し、現在の状況を調査するとともに、各消防署を適切に指導するよう求めました。



### 地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うよう求めたもの

都営地下鉄駅構内における防災設備の点検結果を見たところ、修繕等を要すると評価された箇所が369件あるにもかかわらず、353件の改善が行われていない状況であることが認められました。

この中には、正常に動作せず、安全及び駅利用に影響を及ぼす恐れのあるもの、あるいは補修や修繕等を緊急に要するものが186件、うち過去3回の点検にわたって修繕がなされていない箇所68件が含まれていました。

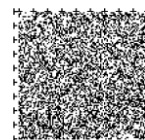
そこで、局に対し、防災設備を直ちに修繕するとともに、今後このような対応の遅延が起こらないよう、防災設備の維持管理を適切に行うことを求めました。



### ○ 東京都財務諸表について

都では、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）を作成・公表しており、監査委員は、定例監査の中でこれら財務諸表の監査を行っています。

令和元年度東京都財務諸表は、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められました。



## 2 工事監査

令和2年は、令和元年度に都が締結した100万円以上の工事を中心に、1,223件（約8,489億円）の工事を抽出して監査を行い、19件の指摘、6件の意見・要望を行いました。（実施金額率：35.3%、実施件数率：10.0%）

指摘等25件を区分別に整理すると、表のとおりです。

区分		件数	主な内容
設計	条件明示等	5件	係留杭の設計を適正に行うよう求めたもの
	工法等の選定	4件	補強土壁の排水工の設計を適正に行うよう求めたもの
積算	単価設定	6件	工事に伴う発生材売却費の積算を適正に行うよう求めたもの
	数量算出	1件	建設発生土の数量算出を適正に行うよう求めたもの
施工	施工管理	4件	斜面安定に用いる補強材の施工管理を適切に行うよう求めたもの
	安全対策	1件	陥没部における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督するよう求めたもの
その他	事務処理等	1件	市場内の舗装管理図の整備を求めたもの
	その他	3件	積算基準における改良土の土量変化率について根拠を明確にするよう検討を求めたもの
合計		25件	

監査の実施に当たっては、事前に対象局から100万円以上の工事調書の提供を受け、契約金額や落札率などに着目しながら、監査する工事案件を抽出しています。



### 技術職員の専門性

工事監査は4職種（土木、建築、機械、電気）の技術職員が担当しています。

それぞれの職種の専門性を活かし、各工事の計画、設計、積算、施工等の各段階において監査を実施しています。

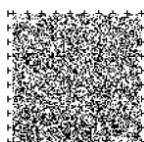


工事監査の様子

### 重点監査事項

近年、都の工事等では、事業全体を俯瞰<sup>ふかん</sup>して見ることのできるベテラン職員の減少等により、部署内のチェック機能が有効に働かず、設計時に準拠すべき基準があるにもかかわらず設計内容が基準どおりになっていない事例等が見受けられます。

限られた人的資源等の中で、施設整備・維持管理を効率的かつ効果的に行っていくためには、適切に監理を行える組織の体制強化がますます重要になっていることから、令和2年は「監理体制」を重点監査事項として、監査を実施しました。



## 主な指摘事項

### 係留杭の設計を適正に行うよう求めたもの

浮棧橋における老朽化した係留杭（注1）の更新工事の設計図面を見ると、東京港海岸保全施設整備計画で定められた、工事場所付近の計画高潮位（注2）よりも係留杭の高さが低いことが認められました。

このため、海水面が台風等の影響により計画高潮位となった際には、係留杭が水没するだけでなく、高潮時の波浪によって、浮棧橋を係留するためのロープ類が係留杭から外れ、浮棧橋が漂流してしまう設計となっています。

そこで、局に対し、係留杭の設計を適正に行うよう求めました。

（注1）係留杭  
浮棧橋を固定する鋼杭のこと

（注2）計画高潮位  
東京湾の満潮位に台風などの低気圧による海面上昇を足した潮位のこと



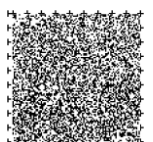
### だれでもトイレについて東京都福祉のまちづくり条例に適合した整備を行うよう求めたもの



東京都福祉のまちづくり条例施行規則に基づく整備基準では、公園にだれでもトイレを設ける場合は、車椅子使用者が戸を容易に開閉して通過できるよう、その出入口の手前に1.5m×1.5m以上の広さの水平面を設けることと定めています。

しかし、海上公園内における新設トイレの工事及び設計契約の設計図面を見ると、当該水平面の広さを満たしていないトイレが5か所あることが認められました。

そこで、局に対し、条例に適合した整備を行うよう求めました。





### 3 決算審査等

地方自治法等に基づき、令和元年度決算などの審査を実施しました。  
また、毎月1回、都の現金の出納の検査も実施しました。



#### 1 決算審査

##### ○ 各会計歳入歳出決算審査

**審査の目的** 決算の数値が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

**審査の対象** 令和元年度東京都一般会計及び16の特別会計

**審査の結果** 決算計数は誤りのないことが認められましたが、会計処理の一部、「財産に関する調書」の一部に誤りが認められました。

##### ● 「財産に関する調書」の誤り

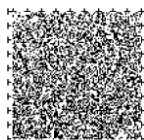
財産種別	登載状況	件数等
土地	過大登載	2万 335.79 m <sup>2</sup>
	登載漏れ	4023.01 m <sup>2</sup>
建物	過大登載	177万 8817.63 m <sup>2</sup>
	登載漏れ	1万 2320.47 m <sup>2</sup>
商標権	登載漏れ	2 件
出資による権利	過大登載	56万 5223 円
物品	過大登載	5 点
	登載漏れ	12 点
債権	過大登載	5万 5000 円
	登載漏れ	157万 913 円

##### ○ 公営企業各会計決算審査

**審査の目的** 決算の数値が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

**審査の対象** 令和元年度東京都公営企業各会計（11会計）

**審査の結果** 審査に付された決算諸表は、東京都工業用水道事業会計の資本金減少に係る決算書類の作成に対する指摘事項1件を除き、審査した限りにおいて各会計の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。





## 2 基金運用状況審査

**審査の目的** 定額の資金を運用するため設置されている基金について、1年間の運用状況を示す調書が正しく作成されているか審査しました。

**審査の対象** 令和元年度東京都区市町村振興基金、  
令和元年度東京都用品調達基金

**審査の結果** 計数に誤りのないことが認められました。



## 3 例月出納検査

**検査の目的** 毎月1回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管が正しく行われているかについて検査しました。

**検査の対象** 東京都一般会計及び16の特別会計、東京都公営企業各会計(11会計)  
※ 令和元年12月分～令和2年11月分

**検査の結果** 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も正しく行われていると認められました。

## 4 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

**審査の目的** 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について算定が正しく行われているか審査しました。

**審査の対象** 令和元年度健全化判断比率、令和元年度資金不足比率(東京都公営企業各会計(11会計)に東京都と場合会計(特別会計)を加えた12会計)

**審査の結果** 各比率は次のとおりとなっており、算定に誤りのないものと認められました。

### ○健全化判断比率

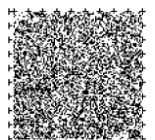
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	— (赤字なし)	— (赤字なし)	1.5%	23.6%
早期健全化基準	5.55%	10.55%	25.0%	400.0%

### ○資金不足比率

	資金不足比率 (12会計とも)
算定結果	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0%

※ 早期健全化基準・経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合には、法により健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められます。



## 4 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年経常的に行っている監査のほかに、都民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」という制度も定めています。

住民監査請求は、都民が、都の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

令和2年は11件の請求のうち、法が定める要件を備えている1件について監査を実施しましたが、請求には理由がないものと判断しました。

### 対象

都の財務会計上の行為

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

### 請求期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

住民監査請求に基づく監査を行う要件は、地方自治法で定められています。

#### <形式的要件>

- ① 違法・不当な行為者として、都の知事等執行機関又は職員の明示があること
- ② 請求人は、都の住民であること（個人、法人を問わない）
- ③ 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

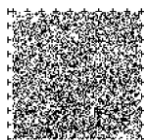
#### <実質的要件>

- ① 都の財務会計上の行為であること
- ② 請求事項を特定できる程度の具体性があること
- ③ 違法・不当とする事実又は理由の指摘があること
- ④ 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

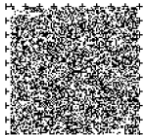
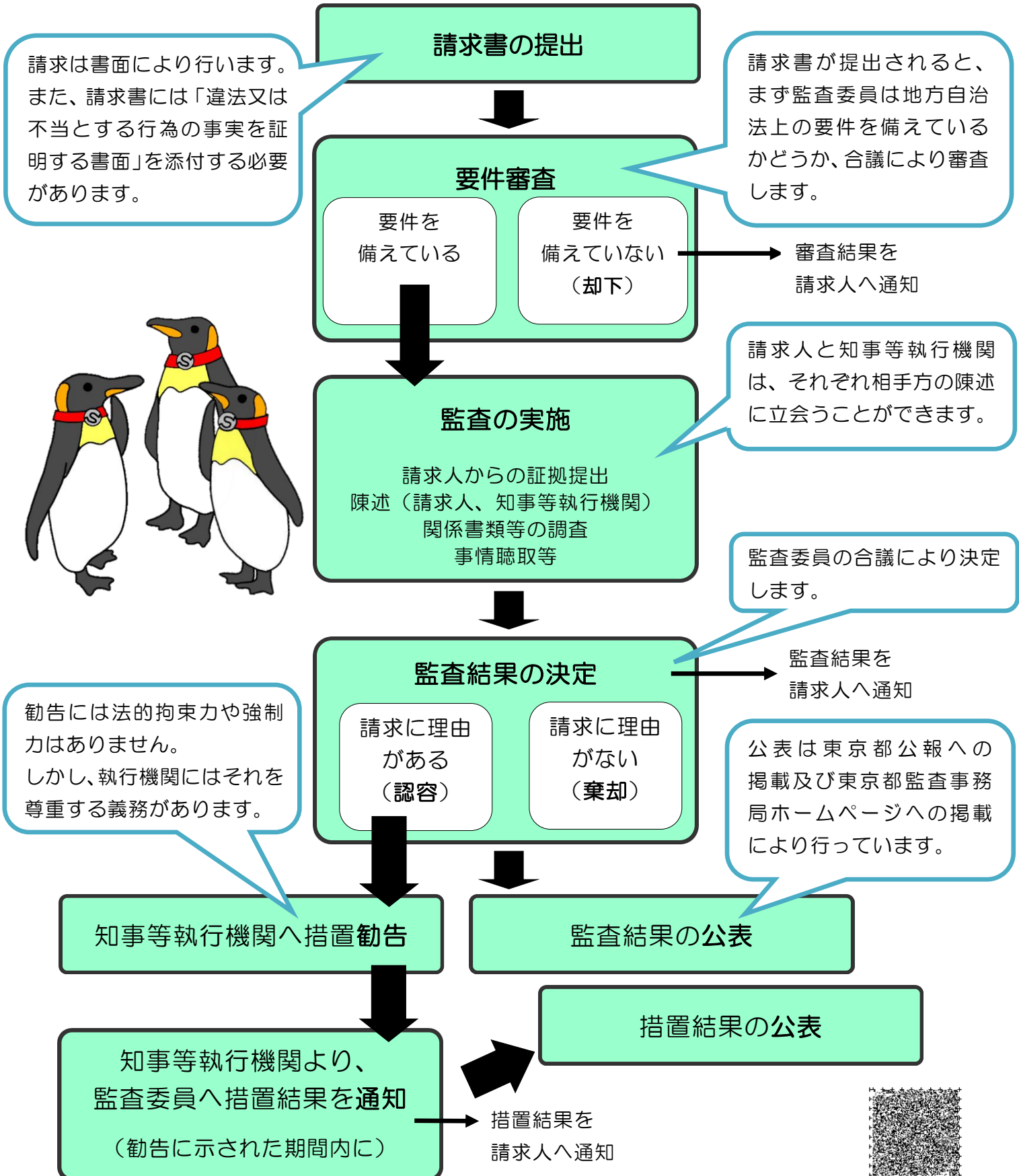
### 監査結果

監査結果は、請求のあった日から60日以内に決定しなければならないと定められています。

監査結果に不服がある場合、請求から60日以内に監査結果を決定しない場合には、裁判所に対して住民訴訟を提起することができます。



■ 住民監査請求の主な事務の流れ



監査委員は税金の使い道をチェックしています！

コラム

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会経費の監査

監査委員は、様々な監査を通じて都民の皆様から納められた税金の使い道についてチェックを行っています。例えば、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）の開催には多くの税金が使われることから、都民の皆様の関心も高いのではないかと思います。税金が適正に、また経済的・効率的に使われているのかを確認することが監査の仕事です。

東京 2020 大会の経費には、会場整備など大会の開催そのものに係る大会経費があり、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会（組織委員会）と東京都と国の三者が負担しています。このほかに、東京都が行う「大会に密接に関わる事業」や「大会の成功を支える関連事業」に係る大会関連経費があります。

大会経費：1兆6440億円		
組織委員会 7060億円 <small>(大会オペレーション等)</small>	東京都 7170億円 <small>(恒久施設の整備等)</small>	国 2210億円 <small>(新国立競技場の整備等)</small>



大会関連経費：都負担額 7349億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大会に密接に関わる事業</li> <li>○ 大会の成功を支える関連事業</li> </ul>

※ 令和3年度当初予算時点の金額。

**大会経費 (7170 億円)**

網羅的に監査を実施

<b>会場関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 恒久施設の整備 ※有明アリーナの整備など</li> <li>◆ 仮設等 ※都内・都外自治体所有施設における仮設整備など</li> <li>◆ エネルギー</li> <li>◆ テクノロジー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会関係（輸送、セキュリティ等）</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策関連</li> <li>緊急対応費</li> <li>収支調整額</li> </ul>
---	--

**大会関連経費 (7349 億円)**

<b>大会に密接に関わる事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 既存体育施設の改修、晴海地区基盤整備等</li> <li>◆ 円滑な都市運営に資する輸送インフラ、セキュリティ対策</li> <li>◆ 都市のバリアフリー対策、多言語対応等</li> <li>◆ 教育・文化プログラム、都市ボランティアの育成・活用等</li> <li>◆ 競技力向上施策の推進、障害者スポーツの振興</li> <li>◆ 大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症対策</li> </ul>	<b>大会の成功を支える関連事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市インフラの整備 ※無電柱化の推進など</li> <li>◆ 安全・安心の確保等 ※2020大会に向けたふ頭施設の警備強化など</li> <li>◆ 観光振興、東京・日本の魅力発信</li> <li>◆ スポーツの振興 ※スポーツイベント等の開催など</li> </ul>
--	--

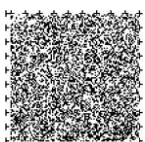
主な事業を選定して監査を実施

大会経費については、その重要性から、定例監査や工事監査のほか、組織委員会に対する財政援助団体等監査などを通じて、できるだけ網羅的に監査を実施しています。

一方、大会関連経費は、幅広い事業の中から、主な事業を定例監査の局別重点監査事項（※）に選定したり、工事監査において、大規模な工事を選定するなどして監査を行っています。

今後の監査では、引き続き、大会との関連性が密接な事業や都民の関心が高い事項などから事業を選定し、監査を行っていきます。

※ 定例監査において、都民の関心が高い事項や事務執行上のリスクが高い事項などから重点的に取り組む監査テーマを設定すること。



## 5 改善措置

都では、監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づいて知事等が講じた改善措置について、6月と12月の年2回公表し、フォローアップに努めています。

### ● 措置状況

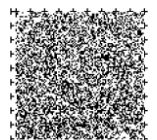
	措置対象	改善中	改善済
令和2年6月（第1回）	129件	57件	72件
	↓ 改善中57件+新たな指摘等23件		
令和2年12月（第2回）	80件	18件	62件

監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて効果を発揮するんだよ！



### ● 措置の主な内容

措置区分		第1回	第2回	主な内容
是正・改善措置	返還・戻入等	3件	17件	過大交付した補助金等が返還されたもの 都税等の債権を追加徴収したもの
	財産・物品管理	7件	3件	土地・建物等の管理状況を改善したもの 工作物・設備・物品等を修理・交換したもの
	会計処理	3件	17件	決算関係書類の計数を修正したもの
	事務処理等	20件	9件	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的にしたもの
再発防止の取組	要綱等の制定・改正	6件	3件	要綱・基準等を新たに制定・改正したもの
	契約・仕様等の見直し	8件	2件	同一・類似の契約等の方法を改めたもの 仕様書等への記載事項を見直したもの
	ルール・体制の構築	20件	10件	事務処理ルールを改善・構築したもの チェック体制を強化したもの
	研修等の実施	5件	1件	関係職員を対象に研修を実施したもの 再発防止策を周知徹底したもの
合計		72件	62件	





主な改善事例

アンカーボルトが適切に設置されたもの【令和元年工事監査】

【指摘】排水機場の耐震補強工事に伴う、換気設備の設置工事について見たところ、給気ファンを据付けるアンカーボルト（注）が建物の構造体に達していない状況が認められました。

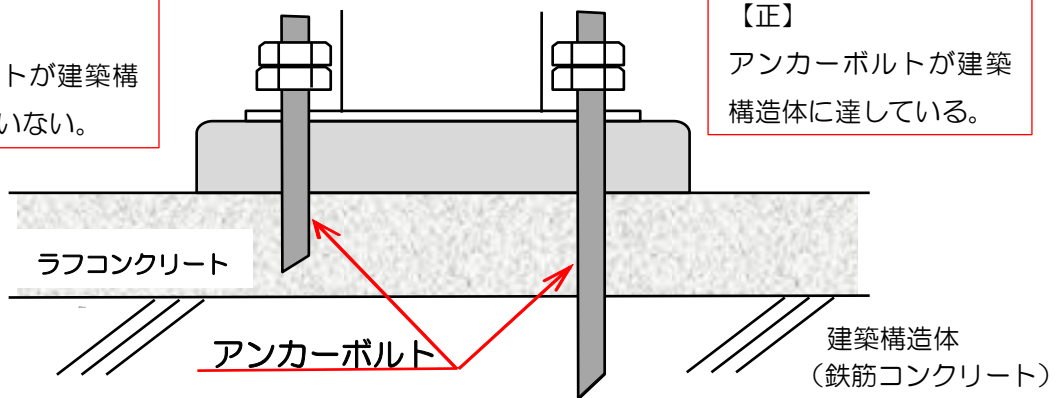
このままでは、給気ファンが地震発生時に転倒し、排水ポンプの運転に支障を来すおそれがあります。

そこで、局に対し、アンカーボルトの施工管理について受注者を適切に指導・監督するよう求めました。

（注）設備機器などを固定するために、建築構造体（鉄筋コンクリート）に埋め込んで使用するボルト

【誤】  
アンカーボルトが建築構造体に達していない。

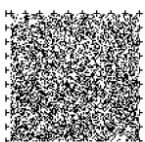
【正】  
アンカーボルトが建築構造体に達している。



【措置】局は、アンカーボルトが建築構造体に達するように追加で施工を実施し、必要な長さのアンカーボルトが適切に設置されました。

また、本事例を職員向けの事例集へ掲載するとともに、担当者会議等を実施し、再発防止に向けた情報共有を図りました。

建築構造体に達していないアンカーボルト





視覚障害者誘導用ブロックの不備が改善されたもの【令和元年定例監査】

**【指摘】** 水道局の営業所において、視覚障害者誘導用ブロックの設置状況を見たところ、一部の営業所で、入口から窓口に至るまでに誘導ブロックが設置されていなかったり、入口から誘導用ブロックをたどると壁面へ誘導される配置となっている状況が認められました。

そこで、23区内の営業所の状況を確認し、視覚障害者誘導用ブロックの配置が適切となるよう局に改善を求めました。



**【措置】** 局は、23区内営業所について、誘導ブロックの設置状況調査を実施し、不備のある箇所は改善を行いました。

利用者の声を反映し、サービス向上を図ったもの【平成30年行政監査】

**【指摘】** 東京都写真美術館におけるアンケート等の実施状況について見たところ、駅からのアクセスやチケット売場の場所が分かりにくいという声や、展示順路の案内などについて改良を求める意見等がありました。

そこで、指定管理者である財団に対し、利用者の視点に立った、より一層のサービス向上について検討を求めました。



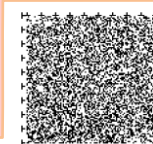
**【措置】** 財団は、利用者の視点に立った改善策について検討を行い、美術館最寄り駅からの歩道出口に経路案内の掲示板を新たに設けました。  
また、チケット売場と展示情報を掲載したフロアマップを作成し、出入口に掲出するとともに、各受付で配架するようにしました。

より多くの指摘・改善措置をご覧になりたい方へ

監査事務局では、改善措置を通じた個々の案件のフォローアップだけではなく、監査情報連絡会において各局の業務改善に資する情報を提供するなど、監査結果を全庁にフィードバックする取組にも努めています。

そこで、過去の監査で行った指摘や意見・要望を体系的に分類し、誤りが発生しやすい事例や複数の局で見受けられる事例、また、それらに対する各局の是正・改善の取組をわかりやすくまとめた「監査指摘・改善措置事例集」を作成しています。

監査事務局ホームページ（<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>）にPDF版が掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。



もっと監査のことを知る  
にはどうしたらいいの？



監査事務局では、次のとおり、各種媒体を通じて情報提供を行っています。  
ぜひ、ご覧ください。

## ◎ 監査事務局ホームページ

監査事務局ホームページでは、監査制度の概要、各種監査結果・改善措置など報告書の全文（PDFファイル）、住民監査請求の結果など様々な情報を掲載しています。また、監査指摘等の検索機能も充実しています。

<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>



## ◎ ツイッターアカウント

監査事務局では、ツイッター（Twitter）で、監査委員の活動紹介や報告書の掲載情報などを随時配信しています。

東京都監査事務局公式アカウント @tocho\_kansa



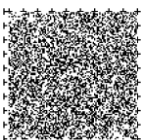
## ◎ 監査のオシゴト解説動画

監査事務局では、監査について都民のみなさまに紹介する東京動画を作成し、監査の仕事を紹介しています。

[https://tokyodouga.jp/\\_ne6\\_ZwuGgo.html](https://tokyodouga.jp/_ne6_ZwuGgo.html)



<動画イメージ>



**お問合せ**

東京都 監査事務局 総務課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
都庁第一本庁舎 北塔41階

**【監査一般、局ホームページに関すること】**  
総務課 企画担当 電話 03(5320)7017〈直通〉

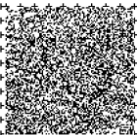
**【住民監査請求に関すること】**  
総務課 調査担当 電話 03(5320)7015〈直通〉

東京都の監査のあらまし 令和2年実施結果  
令和3年5月発行

発行 東京都監査事務局総務課  
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5320)7017  
E-mail S9000052@section.metro.tokyo.jp

印刷 株式会社 ●●●●  
〒●●●-●●●● ●●区●●●●丁目●番●●号  
電話 03(●●●●)●●●●

令和3年度  
登録第1号





東京都

東京都監査事務局は東京2020オリンピック・パラリンピックの成功に向け取り組んでいきます。



東京都監査事務局

Secretariat to Audit and Inspection Commissioners

